

## 練馬区個人情報の保護に関する規則

令和5年3月24日

規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）および練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月練馬区条例第46号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項その他練馬区の個人情報の保護について別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法および条例で使用する用語の例による。

(開示請求書)

第3条 法第77条第1項の書面は、開示請求書（第1号様式）によるものとする。

(開示決定通知書等)

第4条 法第82条第1項の書面は、開示決定通知書（第2号様式）とする。

2 法第82条第2項の書面は、開示をしない旨の決定通知書（第3号様式）とする。

(開示決定等期限延長通知書)

第5条 条例第4条第2項の書面は、開示決定等期限延長通知書（第4号様式）とする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第6条 条例第5条の書面は、開示決定等期限特例延長通知書（第5号様式）とする。

(開示請求事案の移送)

第7条 法第85条第1項の規定による事案の移送は、他の行政機関の長等への開示請求事案移送書（第6号様式）により行うものとする。

2 法第85条第1項の書面は、開示請求者への開示請求事案移送通知書（第7号様式）とする。

( 第三者意見照会書等 )

第 8 条 法第86条第 1 項の規定による通知は、第三者意見照会書 ( 第 8 号様式 ) により行うものとする。

2 法第86条第 2 項の書面は、第三者意見照会書 ( 第 9 号様式 ) とする。

3 法第86条第 1 項または第 2 項の意見書は、第三者開示決定等意見書 ( 第10号様式 ) とする。

4 法第86条第 3 項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書 ( 第11号様式 ) とする。

( 電磁的記録に係る開示方法 )

第 9 条 法第87条第 1 項の規定による電磁的記録 ( ビデオテープおよび録音テープに記録されたものを除く。 ) に記録されている保有個人情報の開示は、つぎの各号のいずれかに定める方法により行う。

( 1 ) 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧または交付

( 2 ) 当該電磁的記録を区長が別に定める閲覧用電子ファイルの形式に変換したものの閲覧または交付

2 前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録を処理装置または専用機器により再生したものの視聴またはフロッピーディスク、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であり、かつ、当該電磁的記録 ( 当該電磁的記録の属性情報を含む。 ) に法第78条第 1 項各号に掲げる不開示情報が含まれていないときは、当該電磁的記録の視聴または当該複写したものの交付により開示を行うことができる。

3 電磁的記録がビデオテープおよび録音テープに記録されたものであるときは、当該電磁的記録の開示は、視聴により行うものとする。ただし、当該電磁的記録を処理装置または専用機器により複写したものの交付が容易であるときは、当該複写したものの交付により開示を行うことができる。

( 訂正請求書 )

第10条 法第91条第 1 項の書面は、訂正請求書 ( 第12号様式 ) によるものとする。

( 訂正決定通知書等 )

第11条 法第93条第 1 項の書面は、訂正決定通知書 ( 第13号様式 ) とする。

2 法第93条第2項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書（第14号様式）とする。

（訂正決定等期限延長通知書）

第12条 条例第6条第2項の書面は、訂正決定等期限延長通知書（第15号様式）とする。

（訂正決定等期限特例延長通知書）

第13条 法第95条の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書（第16号様式）とする。

（訂正請求事案の移送）

第14条 法第96条第1項の規定による事案の移送は、他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書（第17号様式）により行うものとする。

2 法第96条第1項の書面は、訂正請求者への訂正請求事案移送通知書（第18号様式）とする。

（保有個人情報提供先への訂正決定通知書）

第15条 法第97条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（第19号様式）とする。

（利用停止請求書）

第16条 法第99条第1項の書面は、利用停止請求書（第20号様式）によるものとする。

（利用停止決定通知書等）

第17条 法第101条第1項の書面は、利用停止決定通知書（第21号様式）とする。

2 法第101条第2項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書（第22号様式）とする。

（利用停止決定等期限延長通知書）

第18条 条例第7条第2項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書（第23号様式）とする。

（利用停止決定等期限特例延長通知書）

第19条 法第103条の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書（第24号様式）とする。

( 審査会諮問通知書 )

第20条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、審査会諮問通知書(第25号様式)により行うものとする。

( 個人情報の取扱い状況の公表 )

第21条 実施機関は、実施機関の所掌事務または業務で利用する個人情報の適正な取扱いを確保するため、つぎに掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 個人情報ファイルの保有の状況
- (2) 個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託等の状況
- (3) 個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用および提供の状況
- (4) 個人情報に関する不適切な事務処理の状況
- (5) 開示請求等の処理状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 前項の規定による公表は、毎年6月に行うものとする。

( 委任 )

第22条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

( 施行期日 )

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

( 練馬区個人情報保護条例施行規則の廃止 )

2 練馬区個人情報保護条例施行規則(平成12年3月練馬区規則第42号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

( 経過措置 )

3 この規則の施行の日前に練馬区個人情報保護条例(平成12年3月練馬区条例第79号)第19条または第21条から第23条までの規定による請求がされた場合における旧規則に規定する自己情報の開示、訂正、削除および目的外利用等の中止については、なお従前の例による。

## 開示請求書

年 月 日

(実施機関名)

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所または居所

〒 \_\_\_\_\_ 電話 ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

### 記

- 1 開示を請求する保有個人情報  
請求しようとする個人情報が特定できるように以下に具体的に記載してください。

- 2 開示の実施方法等  
以下のうち、希望する方法に○印を付してください。

ア	窓口での閲覧
イ	窓口での写しの交付
ウ	郵送での写しの交付
エ	その他 ( )

- 3 請求の趣旨および理由【本欄の記載は任意です。】  
以下に記載してください。



第2号様式（第4条関係）

受付番号	第 号
	第 号
	年 月 日

様

（実施機関名）

## 開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

### 記

1 開示する保有個人情報（全部開示 ・ 部分開示）

2 不開示とした部分とその理由

（教示）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、  
に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区を被告として（訴訟において練馬区を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法

<本件連絡先>  
練馬区 部 課  
電 話:

第3号様式（第4条関係）

受付番号	第 号
------	-----

第 号  
年 月 日

様

（実施機関名）

### 開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定に基づき、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

（教示）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、  
に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区を被告として（訴訟において練馬区を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

練馬区 部 課  
電 話:

第4号様式（第5条関係）

受付番号	第 号
------	-----

第 号  
年 月 日

様

（実施機関名）

### 開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>  
練馬区 部 課  
電 話:

第5号様式（第6条関係）

受付番号	第	号
------	---	---

第

号

年 月 日

様

（実施機関名）

### 開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例第5条の規定に基づき、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第5条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、つぎに掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

<本件連絡先>

練馬区 部 課

電 話:

殿

（実施機関名）

### 他の行政機関の長等への開示請求事案移送書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定に基づき、下記のとおり移送します。

#### 記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所または居所： 連絡先：  法定代理人または任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所または居所 _____
添付資料等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録
備考	

<本件連絡先>  
練馬区 部 課  
電 話:

第7号様式（第7条関係）

受付番号	第 号
------	-----

第 号  
年 月 日

様

（実施機関名）

### 開示請求者への開示請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定に基づき、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等)  (連絡先) 部局課室名： 担当者名：  所在地：  電話：

<本件連絡先>  
練馬区 部 課  
電 話：

第8号様式（第8条関係）  
第三者意見照会書（法第86条第1項適用）

第 号  
年 月 日

様

（実施機関名）

### 第三者意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているに関する情報の内容	
意見書の提出先	(連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

<連絡先>  
練馬区 部 課  
電 話:

第9号様式（第8条関係）  
第三者意見照会書（法第86条第2項適用）

第 号  
年 月 日

様

（実施機関名）

### 第三者意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号または第2号の規定の適用区分およびその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているに関する情報の内容	
意見書の提出先	(連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>  
練馬区 部 課  
電 話:

### 第三者開示決定等意見書

年 月 日

殿

（ふりがな）

氏名または名称

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所または居所

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。  (1) 支障（不利益）がある部分  (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

様

（実施機関名）

### 開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

から 年 月 日付けで「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定したので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

#### 記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

#### （教示）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、  
に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区を被告として（訴訟において練馬区を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>  
練馬区 部 課  
電 話:

受付番号	第 号
------	-----

### 訂正請求書

年 月 日

殿

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所または居所

〒 \_\_\_\_\_ 電話 ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

#### 記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
訂正請求の趣旨および理由	(趣旨)  (理由)

1 訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カードまたは住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書または特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。			

【この欄は法定代理人または任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。】	
3 本人の状況等	
ア 本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（      年      月      日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
	(ふりがな)
イ 本人の氏名	_____
ウ 本人の住所または居所	_____
【この欄は法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。】	
4 つぎのいずれかの書類を提示し、または提出してください。	
請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（                      ）
【この欄は任意代理人が請求する場合のみ記載してください。】	
5 つぎの書類を提示し、または提出してください。	
請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（                      ）

第13号様式(第11条関係)

受付番号	第 号
------	-----

第 号  
年 月 日

様

(実施機関名)

### 訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定に基づき、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

#### 記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容および理由	(訂正内容)  (訂正理由)

#### (教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、  
に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区を被告として(訴訟において練馬区を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>  
練馬区 部 課  
電 話:

第14号様式（第11条関係）

受付番号	第 号
------	-----

第 号  
年 月 日

様

（実施機関名）

### 訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定に基づき、下記のとおり訂正をしない旨の決定をしたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこ ととした理由	

（教示）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、  
に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区を被告として（訴訟において練馬区を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

練馬区 部 課  
電 話:

第 15 号様式 (第 12 条関係)

受付番号	第 号
------	-----

第 号  
年 月 日

様

(実施機関名)

### 訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日 (訂正決定等期限 年 月 日)
延長の理由	

<本件連絡先>  
練馬区 部 課  
電 話:

第16号様式（第13条関係）

受付番号	第 号
------	-----

第 号  
年 月 日

様

（実施機関名）

### 訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定に基づき、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>  
練馬区 部 課  
電 話:

殿

(実施機関名)

他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定に基づき、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏 名： 住所または居所： 連絡先：  法定代理人または任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生 ) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所または居所 _____
添付資料等	・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録
備考	

<本件連絡先>  
 練馬区 部 課  
 電 話:

第 18 号様式 (第 14 条関係)

受付番号	第 号
------	-----

第 号  
年 月 日

様

(実施機関名)

### 訂正請求者への訂正請求事案移送通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定に基づき、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等)  (連絡先) 部局課室名： 担当者名：  所在地：  電話：

<本件連絡先>  
練馬区 部 課  
電 話:

殿

(実施機関名)

### 保有個人情報提供先への訂正決定通知書

に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定に基づき、下記のとおり訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容および理由	(訂正内容)  (訂正理由)

<本件連絡先>  
練馬区 部 課  
電 話:

受付番号	第	号
------	---	---

## 利用停止請求書

年 月 日

(実施機関名)

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所または居所

〒 \_\_\_\_\_ 電話 ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

### 記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： _____
利用停止請求の趣旨および理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カードまたは住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書または特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

【この欄は法定代理人または任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。】

3 本人の状況等

- ア 本人の状況  未成年者 (      年    月    日生)  
 成年被後見人  
 任意代理人委任者

(ふりがな)

イ 本人の氏名 \_\_\_\_\_

ウ 本人の住所または居所 \_\_\_\_\_

【この欄は法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。】

4 つぎのいずれかの書類を提示し、または提出してください。

- 請求資格確認書類  戸籍謄本  
 登記事項証明書  
 その他 (                      )

【この欄は任意代理人が請求する場合のみ記載してください。】

5 つぎの書類を提示し、または提出してください。

- 請求資格確認書類  委任状  
 その他 (                      )

第 21 号様式 (第 17 条関係)

受付番号	第 号
------	-----

第 号  
年 月 日

様

(実施機関名)

## 利用停止決定通知書

年 月 日付で利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定に基づき、下記のとおり利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容および理由	(利用停止決定の内容)  (利用停止の理由)

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、  
に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区を被告として(訴訟において練馬区を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>

練馬区 部 課  
電 話:

受付番号	第 号
	第 号
	年 月 日

殿

(実施機関名)

### 利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定に基づき、下記のとおり利用停止をしない旨の決定をしたので通知します。

#### 記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

#### (教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、  
に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区を被告として(訴訟において練馬区を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>  
練馬区 部 課  
電 話:

第 23 号様式 (第 18 条関係)

受付番号	第 号
------	-----

第 号  
年 月 日

様

(実施機関名)

### 利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日 (利用停止決定等の期限 年 月 日)
延長の理由	

<本件連絡先>  
練馬区 部 課  
電 話:

第 24 号様式 (第 19 条関係)

受付番号	第 号
------	-----

第 号  
年 月 日

様

(実施機関名)

### 利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定に基づき、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>  
練馬区 部 課  
電 話:

### 審査会諮問通知書

様

(実施機関名)

年 月 日付けの 決定に対する審査請求について、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定に基づき、下記のとおり練馬区情報公開および個人情報保護審査会に諮問しましたので、通知します。

#### 記

審査請求の受付 年月日	年 月 日
審査請求のあった開示等の決定 内容	年 月 日付け 第 号で決定通知した、 に対する
審査請求の内容	
諮問した年月日	年 月 日付け 諮問第 号
備考	

<本件連絡先>  
練馬区 部 課  
電 話:

- 第1号様式（第3条関係）
- 第2号様式（第4条関係）
- 第3号様式（第4条関係）
- 第4号様式（第5条関係）
- 第5号様式（第6条関係）
- 第6号様式（第7条関係）
- 第7号様式（第7条関係）
- 第8号様式（第8条関係）
- 第9号様式（第8条関係）
- 第10号様式（第8条関係）
- 第11号様式（第8条関係）
- 第12号様式（第10条関係）
- 第13号様式（第11条関係）
- 第14号様式（第11条関係）
- 第15号様式（第12条関係）
- 第16号様式（第13条関係）
- 第17号様式（第14条関係）
- 第18号様式（第14条関係）
- 第19号様式（第15条関係）
- 第20号様式（第16条関係）
- 第21号様式（第17条関係）
- 第22号様式（第17条関係）
- 第23号様式（第18条関係）
- 第24号様式（第19条関係）
- 第25号様式（第20条関係）